保育所等入園申込みにおける個人番号（マイナンバー）の提供について

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、平成 29 年 10 月以降の保育所等の入園申込みの手続きにおいて、個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。

個人番号（マイナンバー）の利用目的について

提出を受けた個人番号及び特定個人情報は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務の範囲で取り扱います。

※提出を受けた個人番号は、市において厳重に保管・管理します。

※申請に来られる方は、あらかじめ他の世帯員に個人番号の利用目的を明示してください。

必要書類について

個人番号（マイナンバー）確認の際は、「番号確認」と「身元確認」が必要になりますので、下記の書類をお持ちください。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、カードのみで「番号確認」と「身元確認」が行えますので他の身分証明書は必要ありません。

●「番号確認」に必要な書類（以下のうち１点）

・通知カード　　・個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し

●「身元確認」に必要な書類

*顔写真入り身分証明書（以下のいずれかの場合は１点）

・運転免許証　　・パスポート　　・身体障害者手帳　　・精神障害者保健福祉手帳
・療育手帳　　・在留カード　　・特別永住者証明書　等

*顔写真なし身分証明書（以下のいずれかの場合は２点）

・公的医療保険の被保険者証　　・年金手帳　　・児童扶養手当証書
・特別児童扶養手当証書　等

※代理人が窓口で申請する場合は、委任状及び代理人の身元確認書類が必要です。

【お問い合わせ先】
大田原市保育課保育係
TEL　0287（23）8769